

法教育

法教育

センターニュース

No. 4

2008年3月21日

第4号

Law Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会
副会長 伊藤 信吾



私が弁護士を志したのは、中学生頃だったと記憶しています。私の場合には、父親も弁護士をしていたこともあり、法律とか弁護士等の世界は身近なものでありました。

その頃は、一般の市民の中では、法律は縁遠いものであったと思いますし、法教育という言葉が聞かれることもありませんでした。

法が目指すのは、杓子定規な規制ではなく、社会とのバランスであり、一人ひとりの市民の他者に対する思い遣りの気持ちを育むことです。

しかしながら、経済的な成長を目指す社会の中で、そんな法の役割が、単なる冷たいルールの一つでしかなくなってしまいました。

法教育は、そんな法の意味合いを問い直す実践活動だと思えます。

先般、個人的に地元の市民大学で主催者から頼まれて、模擬裁判を行いました。参加者を公募した結果、唯一、中学生が応募してくれました。法律を学んだことのない、法律用語など全くわからないであろう中学

生が、目をきらきらさせて、シナリオを読んでいたのが印象的でした。法教育には、子供たちの目を輝かせる何かがあります。

私たち弁護士は、長らく紛争を解決する「後始末」の仕事を中心としてきました。これからの弁護士は、紛争を予防する仕事をしていくべきであると言われます。その第一歩が法教育の実践であると思えます。

私たち横浜弁護士会は、2007年12月の臨時総会決議で、「10の決意」を決議し、法教育の実践も重要課題として決意の一つに掲げられています。

そして、実際に、当会では熱意溢れる多くの先生方が、これからの若い世代に向けて、我々一人ひとりが自由で平等な社会であるべきことを「法教育」という舞台の中で広めようとしています。

かように、法教育を実践する多くの先生方の目は、模擬裁判に参加する中学生のきらきらとした瞳そのものです。

山積みの仕事と、ルーティーンワークに忙殺される弁護士生活を送っていると、そんな瞳をみると、ちょっぴりうらやましく感じます。

先の読めない混沌とした時代が続いています。しかし、私は、そんな若い先生方の瞳を見ていると、広く市民の中で法の心を育む「法教育活動」が、利己主義・営利主義を超えた、助け合い支え合う市民が主体の新しい時代を切り拓くものと確信しています。

法教育の実践の中で、必ずや志を同じくした子供たちが、法曹の世界を超えて多様な社会の中で、生き生きとした「法の心」に溢れた世の中を作り上げて行くことでしょう。

模擬裁判新シナリオ投入報告 @カリタス女子中学・高等学校

とある町で起きた放火事件。被害者が目撃した放火犯人は、被告人なのか、それとも…？被告人のアリバイは？随所にちりばめられた甘いワナ。果たして真相は…？

平成18年8月。法教育委員会にて立ち上げられた模擬裁判新シナリオ作成班。そこから1年余、ときに活発に議論をし、ときにしばらくの「熟成期間」を経て、新シナリオが堂々完成。そんな新シナリオを、平成20年1月17日、カリタス女子中学・高等学校の中等部のご協力により、同校の模擬裁判でデビューさせることができました。

今回のシナリオの争点は、「被告人と犯人との同一性」。それを判断するにあたって、目撃証言が信用できるか否かを吟味しつつ、証言以外の証拠も総合的に検討して欲しい、という狙いの下に作成しました。

さて、そのデビュー戦のご報告です。今回の模擬裁判に参加する生徒は同校の中学3年生全員、何と200名超。9名の生徒と1名の先生が裁判官・検察官・弁護人・証人及び被告人の役を務め、それ以外の生徒達は6名くらいずつの班に分かれ、裁判劇を見学します。これに対し、当センターから派遣した講師陣は、この200名を超える生徒を前に堂々の司会を務める佐藤鉄平委員と、それをサポートする4名の委員という体制で臨みました。

裁判劇では、キャストを務めた先生・生徒達の熱演もあって、皆熱心に見入り、裁判劇終了後には生徒達が30を超える班に分かれて、班ごとに有罪・無罪の結論を出すための評議に入ります。この班と班の間を縫って、講師陣が歩き(走り)回り、生徒達からの質問に答えますが、生徒達からの鋭い質問や指摘に、講師陣も感心することしきり。事件発生時に

は自宅でテレビを見ていたとしてアリバイを主張する被告人について、「ワンセグでも見れるよね」という、シナリオ作成時には考えていなかった意見も…。

そのような評議を経た結果、各班の結論は、有罪が5班、無罪が30班（その他「結論出ず」が数班）。無罪が多い…弁護士が来てから気を遣ったのか…いやいや、真剣な討論の結果のはず…等と自問自答しながら生徒達が書いた判決理由を見てみれば、やはりどの回答にも様々な証拠からピックアップした事情がしっかりと挙げられていました。悔やまれるのは、裁判劇に思ったよりも時間がかかり、評議の時間が短くなってしまったこと。新シナリオにはまだまだ改善の余地がありそうです。

結論(判決)には、それに至るまでの理由がある。その結論に反対の人がいるからこそ、その人に納得してもらうためにも相応の理由がなければならない。だから、結論を出すことだけではなく、それに至るまでの理由も一生懸命に考えて欲しい。そんなことが少しでも生徒達に伝わってれば良いな、という気持ちと共に過ごした1日でした。

(旧シナリオ～建造物侵入窃盗)

深夜、倉庫内に侵入していた被告人が、警備員に見つかり、逃走を図る際に、その警備員に暴行を加えて傷害を負わせたとして、事後強盗致傷として起訴。被告人は「物を盗むつもりはなかった」として、窃盗であることを争い、成立するのは建造物侵入と傷害のみであると主張している。

(新シナリオ～現住建造物放火)

午後9時頃に発生した放火事件。被害者が火を点け終わって逃走する犯人を目撃していたことから、その供述に従って工務店を経営する被告人が逮捕・起訴された。しかしながら被告人は犯人性を争い、無罪を主張している。

(法教育委員会委員 田中 敬介)

「人を裁く」ということはその人のその後の人生を決めてしまうもので、それを決めてしまう裁判はたくさんの資料や証拠、時間、一つのことを色んな視点から見るということが大切なんだと知りました。



被告人がどんな罪を犯したのか証拠などをあんなに詳しく説明をするなんて思わなかったです。事件の真実は一つしかないのに検察官と弁護士の意見が正反対で驚きました。



模擬裁判というと、被告人の方を不利に見てしまうことが、私自身の先入観のせいで多かったのですが、被告人と証人を平等に見なければならぬと思いました。



生徒の声

今までは、裁判の結果は数学のように1つしか答えがないと思っていたけど、同じ職業についていてもその人によって全く考え方が違い、有罪か無罪かが変わってしまうということを知りました。



法教育シンポジウム in よこはま

「法教育シンポジウム in よこはま」が2007年12月2日、みなとみらい地区にあるパシフィコ横浜で開催されました。このシンポジウムは法教育の普及を目的に、日弁連、最高裁、法務省、文科省の4者が主催するもので、2004年の東京、2006年の大阪に続いて今回が3回目でした。全国各地で法教育への取り組みが始まっている中で、神奈川県が開催地に選ばれたことは大変喜ばしいことだと思います。

今回のシンポジウムでは、「ひろがる法教育」をテーマに、学校現場での具体的な取り組みに焦点が当てられました。横浜市立老松中学校の鈴木浩教諭から報告のあった裁判員制度の授業は、生徒達が裁判員制度の意義や制度趣旨を主体的に学んで、その学んだことを地域の大人たちに伝えていくという大変面白い取り組みでした。また、その後のパネルディスカッションでは、学校教育や家庭における法教育の取り上げ方や法律専門家のかかわり方などについて意見を交わしました。私は、パネリストの一人として参加する機会をいただき大変よい経験をさせてもらうとともに、学校現場が私たち弁護士のバックアップをとっても期待

していることを再認識して責任の重さを改めて感じました。今回は神奈川での開催ということもあって当会会員も多く参加され、演壇で話す私にとっては大変心強くありがたかったです。

法教育への関心と弁護士会への期待は、今後ますます高まっていくことでしょう。法教育の充実には、横浜弁護士会10の決意でも取り上げられています。法律専門家としての私たちの知識と経験を、教育という媒体を通じて広く社会に還元することが法教育活動の醍醐味だろうと思います。皆様には、今後とも法教育センターにご協力いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

(法教育委員会委員 村松 剛)



『弁護士フェスタ2007』

『平成19年11月10日、弁護士フェスタ2007』のミニシンポ企画として、横浜弁護士会館において、法教育委員会の展示企画を行いました。この展示企画は、昨年の「法教育における公正（正義）とは？～うっかり八兵衛公正を学ぶ」に続く企画で、『水戸黄門』ご一行が、道中、ルールが無いアナアキ村を訪れ、そこでルールの大切さについて学ぶというものです。

アナアキ村には、ルールがないため、自分のものでも他人のものでも食べ放題！飲み放題！取り放題！その中で、黄門様ご一行はルールのあることの

大切さを身をもって感じます。しかし、今度はルールを作ったことで、のどが渇いても水が飲めないようになってしまい、さらにルールについて深く考えることになります。

黄門様一行と一緒にルールの大切さという重要なテーマについてわかりやすく考えてもらえるように、昨年に引き続き、黄門様ご一行のユーモアあふれる珍道中を、かわいいイラストで表現しました。法教育センターニュース増刊号にて、ご紹介しておりますので、是非ご一読ください。

法教育委員会委員 長谷川 範子

センターのお仕事

～広報班編～

今回は広報班の仕事についてご紹介します。広報班の仕事は、本「法教育センターニュース」の記事の依頼・作成・編集・発行と横浜弁護士会HPの法教育関係情報の改訂の2本立てとなっています。

「法教育センターニュース」は、平成18年11月の第1号発行以来、委員会内外の諸先生方から記事の作成に

ご協力いただけているおかげで、年2回（+号外）の発行を続けることができています。今後依頼を受けた際には快くお引き受けください！

HP改訂作業については、近い時期に、法教育に関する項目が刷新される見通しです。ご期待下さい。

広報班は、本多デスクがインドに旅立たれたのを機に、発足以来続いた本多デスク独裁体制(?)から、今般、江塚新デスクの下での共和制(?)に移行しました。今後も法教育関係の情報発信を続けていきますので、よろしくお祈りします。

(法教育委員会委員 種村 求)

i

横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター
TEL045-211-7707 FAX045-212-2888
受付時間 月～金 午前10時～12時
午後1時～4時

出前授業体験記



60期
弁護士 松浦ひとみ

今回、法政二高の裁判傍聴会を引率しました。傍聴したのは、被告人が親族を殴って怪我を負わせた事案で、事件の背後には複雑な家庭内の事情がうかがわれました。被告人質問においては、被告人からの質問の後に、検察官の厳しい質問、裁判官の補充質問がなされたことで、法曹三者のそれぞれの立場の違いが分かり

やすく現れた公判となり、高校生が初めて傍聴するには適した裁判でした。高校生の皆さんは、裁判の前には少々緊張した様子で大人しくしていたのですが、傍聴から戻ってきた後は積極的に発言したり質問が出たりして、和気あいあいとした雰囲気になり、帰りには「面白かったです」「勉強になりました」などと声をかけてくれて、皆さんにとってよい経験となったことが伝わり、私としても嬉しい気持ちになりました。高校生の皆さんの鋭い指摘や自由な発想は私にとっても刺激になり、とても勉強になる一日でした。

編集
後記

新デスク江塚です。本号のイメージは星と月です。ところで皆さん読み終わった本紙をどうしていますか？

学習指導要領案に法教育が加わり対応を迫られていますが、法教育の資料はまだまだ少ないのが現状です。そこで本紙をファイリングして図書コーナーに置かれてはどうでしょう。

日本中の学校図書館に本紙が置かれる日を夢見て、星に願いを…。

(江塚正二)

法教育 編集員
Law Related Education

江塚正二 (デスク)

山田 一誠 田丸 明子
河野 隆行 種村 求
村松 謙